



# 保険料補助を受ける要件



※ 60歳までに保険料を納付する期間が20年以上見込まれること

※ 農業所得が900万円以下であること

※ 次の表の1～5の区分に該当すること

区分	必要な要件	国の補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円	6,000円
2	認定就農者で青色申告者		
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または後継者		
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円	4,000円
5	35歳までに（25歳未満の場合は10年以内）に区分1の者になることを約束した後継者		—

保険料の補助を受けることができる期間は…

- ① 35歳未満であれば要件を満たしているすべての期間
- ② 35歳以上であれば10年以内

上記の期間を合わせて最大20年補助を受けることができます。

## ただし

補助を受けた部分については、将来農業経営から引退したときに支給されます。

